

# 公社所有地を一般競争入札で売払います

一般競争入札により次の土地を売払います。入札参加希望者は、市役所用地課内（うるま市土地開発公社）にてお申し込み下さい。（案内書配布中）

【入札対象物件の表示】(詳しくはうるま市ホームページ又は入札案内書をご覧ください)

物件の表示	地目	地積	最低売払価格
うるま市与那城饒辺久久釣727-30	雑種地	2,271.25m <sup>2</sup>	36,113,000円

※最低売払価格以上で入札して下さい。このうち、最高入札価格を落札価格とします。

## 【入札に参加するための主な条件】

- ①公社が指定する期間内に土地代金等の支払いが可能な個人又は法人とします。
- ②市町村税等の滞納がないこと。
- ③地方自治法施行令第167条の4の規定によります。

【受付期間】平成26年1月14日(火)～平成26年1月24日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時まで(土・日曜日・祝祭日は除く)

【受付場所】うるま市役所 与那城庁舎3階 用地課内（うるま市土地開発公社）

【入札説明会】平成26年2月12日(水) 午後2時（うるま市役所与那城庁舎3階第1会議室）

【入札日時】平成26年2月14日(金) 午後2時（同上）

【お問い合わせ先】うるま市役所 用地課（うるま市土地開発公社） ☎978-4221 FAX978-2742

# 市税等における延滞金の割合が変わりました

## 1月から延滞金の割合が変わります

平成25年度地方税法の改正により、地方税の延滞金の割合が見直されました。このため市税・国民健康保険税の延滞金の割合についても変更します。

延滞金の特例基準割合に、年7.3%を加算した割合（上限は14.6%）となります。ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に1%を加算した割合（上限は年7.3%）となります。

（平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用します）

特例基準割合とは、財務大臣が告示する国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の当該年の前々年10月から前年9月までにおける平均に、1%を加算した割合です。

	現行	改正後
納期限1か月経過後の利率	14.6%	特例基準割合+7.3% (特例基準割合を1.9%とした場合 年9.2%)
納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の利率	4.3%	特例基準割合+1.0% (特例基準割合を1.9%とした場合 年2.9%)

【お問い合わせ】総務部納税課 ☎973-1099 市民部国民健康保険課(賦課徴収係) ☎973-3202